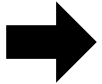


# 「エコファーマー認定制度」に代わる 新たな農業者認定制度が創設されました

新法の施行に伴い、エコファーマーの認定制度が代わりました



■ **エコファーマー根拠法令**  
持続性の高い農業生産方式  
の導入に関する法律  
(持続農業法) **<廃止>**



■ **新たな農業者認定\*制度の根拠法令**  
環境と調和のとれた食料システムの確立のための  
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律  
(みどりの食料システム法) **<新法>**

※「〇〇ファーマー」といった愛称は定められていません

## －新たな農業者認定制度の特徴、エコファーマーとの違い－

	エコファーマー (持続農業法)	新たな農業者認定制度 (みどりの食料システム法)
<p><b>認定を受けるために必要な取組内容</b> -認定される取組について、地球温暖化防止に係る取組等が増えます-</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組</li> </ul>	<p>※以下のいずれかの取組で認定可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組</li> <li>・温室効果ガス削減の取組</li> <li>・土壌を使用しない栽培における化学肥料および化学合成農薬低減の取組</li> <li>・畜産由来の窒素、リンその他の環境負荷原因物質の量の減少の取組</li> <li>・土壌への炭素貯留の取組</li> <li>・生分解性プラスチックの使用またはプラスチックの排出抑制の取組</li> <li>・生物多様性保全の取組</li> </ul>
<p><b>融資や税制の特例措置</b> -特例内容が拡充されます-</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業改良資金の償還期間の延長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業改良資金の償還期間の延長</li> <li>・環境にやさしい効果のある対象設備（機械）の導入の際、特別償却が可能*</li> </ul> <p style="text-align: right;">※令和5年度のみ対象</p>
<p><b>認定期間満了時の継続・再認定の方法</b> -継続取組も認定可能です-</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の取組に加え、新たな技術の導入で認定可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の取組継続による認定が可能（新たな技術の導入が必須ではなくなりました）</li> </ul>

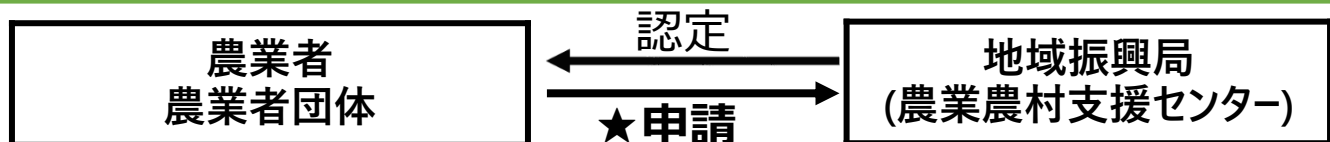
## －エコファーマーマークの取扱いについて－



**エコファーマー認定期間終了後、引き続きマークを使用する場合は、新たな認定制度での認定を受ける必要があります。**

引き続きマークを使用できるのは、「土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組」で認定を受ける方です。その他の取組では、使用できません。

# －申請手続き－



## ★申請にあたり準備していただく書類

- ・ 認定申請書

(住所や氏名等、申請される方の基本情報の書類)【様式第3号】

- ・ 計画書

(環境負荷低減活動実施計画, どんな活動をするのかの書類)【様式第1号、2号】

- ・ 添付書類

(土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組内容で申請を行う際は、土壌診断結果が必要です)

## ※税制特例措置希望の方

対象機械を以下より確認いただき、計画書に型式を記入ください。



[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou\\_kibann.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html)

# －よくあるお問い合わせ－

## 団体の申請方法は？

個人申請のほか、代表と構成員を記載いただくことで、団体としての申請・認定が可能です。

## 認定取組の具体例は？

具体的な例については各農業農村支援センターにご相談ください。

## 畜産農家も対象になりますか？

畜産農家も対象です。柿皮等を牛の飼料として、ゲップに含まれるメタンガスの発生を抑制する活動等が対象です。詳しくは、お近くの農業農村支援センターまでご相談ください。

## 計画認定後に取組内容が変わるときの手続は？

取組内容が変わる場合は、計画変更の手続が必要です。詳しくは、お近くの農業農村支援センターまでご相談ください。

## お問い合わせ先（県農業農村支援センター 農業農村振興課へ）

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
佐久	0267-63-3147	松本	0263-40-1916
上田	0268-25-7126	北アルプス	0261-23-6511
諏訪	0266-57-2913	長野	026-234-9514
上伊那	0265-76-6813	北信	0269-23-0209
南信州	0265-53-0413	長野県庁農政部 農業技術課	026-235-7222
木曾	0264-25-2220		

長野県みどりの食料システム戦略推進計画



詳しくは県ホームページをご確認ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/midorisenryakusuishinkeikaku.html>

